


平成28年2月8日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名					
大阪府三和合織株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業					
GHG 検証機関					
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。					
機関名	株式会社トーマツ審査評価機構 				
担当部署名	GHG チーム				
責任者名	多田 久仁雄				
責任者 E-mail	kunio.tada@tohatsu.co.jp				
責任者電話番号	03-4334-8143				
審査員名 ⁱ	審査担当者: 多田 久仁雄(リーダー) テクニカルレビューア: 石外 カ プロセスレビューア: 稲永 弘				
機関要件への合致	当社は、我が国における国際認定フォーラムメンバーである公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)により、平成 24 年 10 月 26 日付けで、当該プロジェクトが該当する ISO14064-2 の認定範囲に係る ISO14065 の認定がなされた。				
検証結果					
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2				
事業者との契約日	2016年1月25日				
モニタリング報告書受領日 ⁱⁱ	2016年1月25日				
検証報告書発行日	2016年2月8日				
現地審査	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">期間</th> <th>2016年1月26日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査内容</td> <td>検証の現地審査においては、登録プロジェクトの内容について、妥当性確認からの変更点の有無について、プロジェクト代表事業者等へのヒヤリングと関連資料により確認した。また、活動量について、購買伝票原本、計量器測定データ集計表及び関連記録等と照合、検算を行いモニタリング報告書に記載されている活動量の数値と比較した。デフォルト値以外の発熱量、排出係数については根拠資料と照合した。以上に基づき、モニタリング期間(2013年4月1日～2016年1月5日)の温室効果ガス排出削減量の計算結果を検証した。モニタリング報告書に記載されたモニタリング体制に基づき、品質保証と品質管理に資する取り組みの実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	期間	2016年1月26日	審査内容	検証の現地審査においては、登録プロジェクトの内容について、妥当性確認からの変更点の有無について、プロジェクト代表事業者等へのヒヤリングと関連資料により確認した。また、活動量について、購買伝票原本、計量器測定データ集計表及び関連記録等と照合、検算を行いモニタリング報告書に記載されている活動量の数値と比較した。デフォルト値以外の発熱量、排出係数については根拠資料と照合した。以上に基づき、モニタリング期間(2013年4月1日～2016年1月5日)の温室効果ガス排出削減量の計算結果を検証した。モニタリング報告書に記載されたモニタリング体制に基づき、品質保証と品質管理に資する取り組みの実施状況
期間	2016年1月26日				
審査内容	検証の現地審査においては、登録プロジェクトの内容について、妥当性確認からの変更点の有無について、プロジェクト代表事業者等へのヒヤリングと関連資料により確認した。また、活動量について、購買伝票原本、計量器測定データ集計表及び関連記録等と照合、検算を行いモニタリング報告書に記載されている活動量の数値と比較した。デフォルト値以外の発熱量、排出係数については根拠資料と照合した。以上に基づき、モニタリング期間(2013年4月1日～2016年1月5日)の温室効果ガス排出削減量の計算結果を検証した。モニタリング報告書に記載されたモニタリング体制に基づき、品質保証と品質管理に資する取り組みの実施状況				

		についてヒアリング及び関連記録・書類の閲覧を実施した。						
排出削減・ 吸収量	年度	2013.4.1 ~2016.1.5	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	t-CO2	552						
検証結果の要約		<p>検証意見の概要:</p> <p>株式会社トーマツ審査評価機構(以下、「当社」という。)は、三和合織株式会社(以下、「プロジェクト代表事業者」という。)が、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)における旧環境省のオフセット・クレジット制度(以下、「旧 J-VER 制度」という。)からの移行プロジェクトとして、旧 J-VER 制度に基づき作成した温室効果ガス排出削減モニタリング報告書 Ver. 1.2 及びモニタリング報告書別紙 Ver. 1.2 (以下、合わせて「モニタリング報告書」という。)に記載された2013年4月1日から2016年1月5日までの温室効果ガス排出削減量について検証を実施した。</p> <p>プロジェクト代表事業者の責任</p> <p>プロジェクト代表事業者は、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱」(Ver.2.3)の第4章4.3.2「制度移行に伴う経過措置」、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」(Ver.2.3)の別表(各種係数(単位発熱量、排出係数等))、J-VER 制度実施規則 Ver. 4.4 及びモニタリング方法ガイドライン Ver. 4.1(以下、「J-VER 実施規則等」という。)に従ってモニタリング報告書を作成する責任を負っている。また、温室効果ガス削減量の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。</p> <p>当社の独立性と品質管理</p> <p>当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第 1 号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。</p> <p>当社の責任</p> <p>当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、算定報告書に記載された温室効果ガス削減量情報に対する結論を表明することにある。当社は、J-VER 制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2(以下、「妥当性確認・検証ガイドライン」という。))、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際監査・保証基準審議会、以下、「ISAE3000」という。)に準拠して、検証を実施した。妥当性確認・検証ガイドラインは、モニタリング報告書が J-VER 実施規則等に従って算定・表示されているかどうかについて判断することを求めており、ISAE3000 は、当社が、モニタリング報告書に記載された温室効果ガス削減量情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的保証を得るために、業務計画を策定し、業務を実施することを求めている。</p> <p>ISAE3000 に準拠する検証は、モニタリング報告書に記載された温室効果ガス削減</p>						

	<p>減量情報の算定及び関連する情報についての証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。手続の種類、実施時期及び範囲は、当社の判断や、不正か誤謬かを問わず、モニタリング報告書に記載された温室効果ガス削減量情報に係る重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択適用される。検証は、以下の評価も含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J-VER 実施規則等に係る事業者の利用状況における適切性の評価 ・用いられた算定方法の適切性及び事業者の行う見積りの合理性についての評価 ・モニタリング報告書に記載された温室効果ガス削減量情報の表示の評価 <p>当社は、結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。</p> <p>結論</p> <p>当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、上記のモニタリング報告書に記載された排出削減量が、すべての重要な点において、J-VER 実施規則等に従って作成されているものと認める。</p> <p>本報告書の利用範囲</p> <p>本報告書は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）においてJ-クレジット認証委員会の利用に供することを目的に作成されたものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびにJ-クレジット認証委員会及び事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ⁱ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

ⁱⁱ 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。